

鉢田市第3期障害者基本計画 鉢田市第4期障害福祉計画



平成27年3月
鉢 田 市



計画策定にあたって



計画策定の趣旨

鉾田市では、平成24年3月に「鉾田市第2期障がい者基本計画」と「鉾田市第3期障がい福祉計画」の両計画を一体的なものとして策定し、「障害者の自立を支援し、ともに暮らせる地域社会づくりを目指す」を基本理念に、障害者福祉施策の推進を図ってきました。

この間、国においては「障害者権利条約」への批准に向けた一連の制度改革（障害者基本法の改正、障害者総合支援法の制定、障害者差別解消法の制定、障害者雇用促進法の改正）が行われ、平成26年1月には障害者権利条約が正式に批准されました。

平成23年9月の「障害者基本法」の改正を受けて、平成25年9月から新たにスタートした国の「障害者基本計画（第3次）」では、障害者施策の基本原則等を見直すとともに、新たな施策分野（「安全・安心」、「差別の解消及び権利擁護の推進」、「行政サービス等における配慮」）の追加が行われました。また、「障害者自立支援法」の改正にともない、平成25年4月より施行（一部は平成26年4月施行）された「障害者総合支援法」では、障害者の定義に「難病」等を追加し、障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されています。

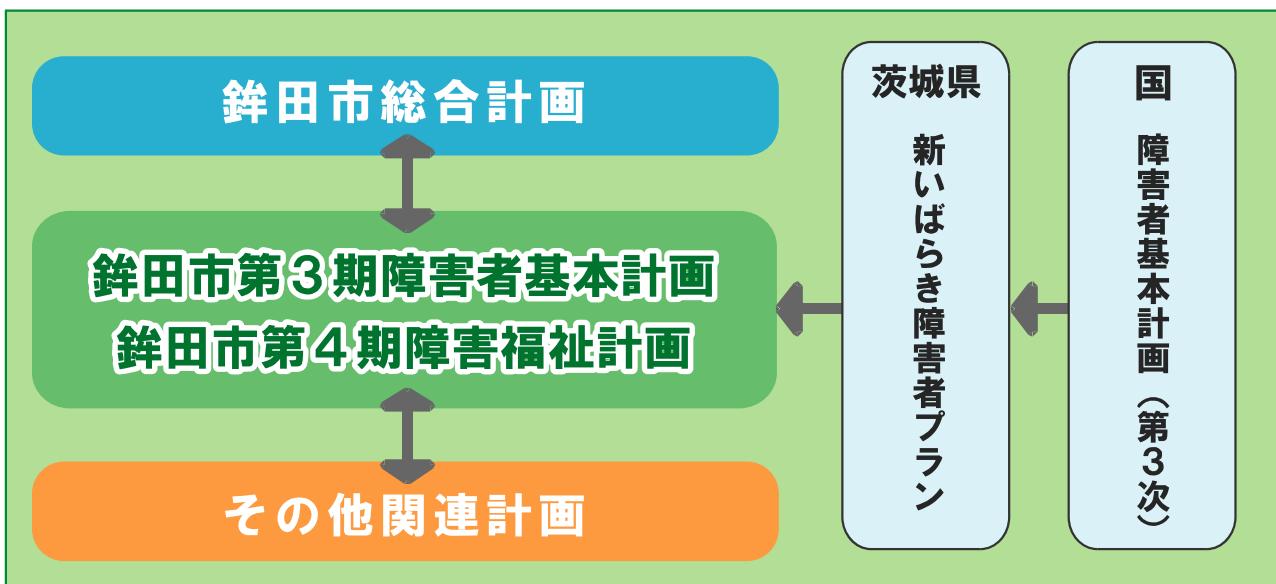
本市では、これらの障害者施策をめぐる一連の動向を踏まえるとともに、前計画の検証や課題の抽出、障害福祉サービス等に関するニーズの把握を基にして、新たに今後3年間で本市が取り組むべき施策の方向を明らかにした『鉾田市第3期障害者基本計画』及び、本市における障害福祉サービス等の方向性とその確保の方策をまとめた『鉾田市第4期障害福祉計画』を策定しました。

計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項による規定（市町村障害者計画）、及び障害者総合支援法第88条による規定（市町村障害福祉計画）に基づき策定するものです。

鉾田市総合計画を上位計画としたうえで、障害者の福祉・保健・医療・雇用・教育・まちづくり等の分野と連携した、地域社会の課題解決に向けた計画として策定しています。

また、国の『障害者基本計画（第3次）』と『新しいばらき障害者プラン』との整合性を図った計画とします。

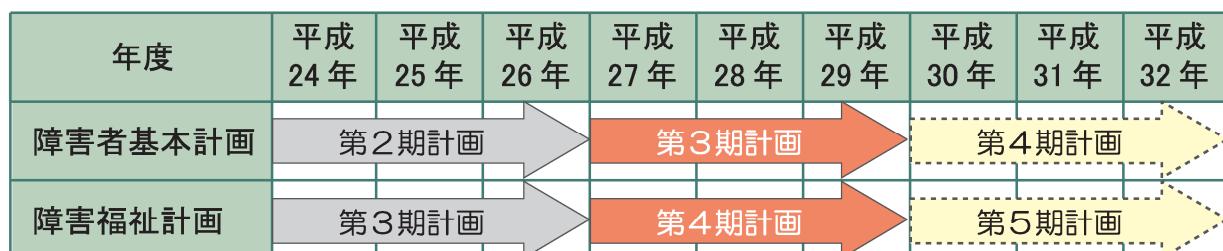


計画の期間

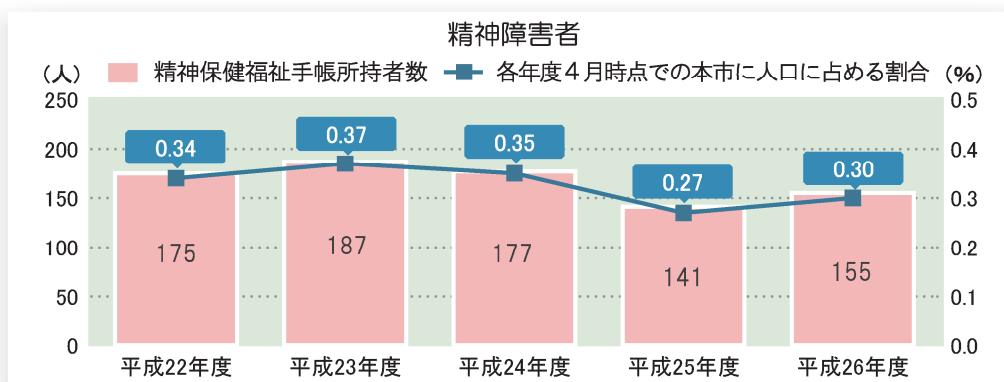
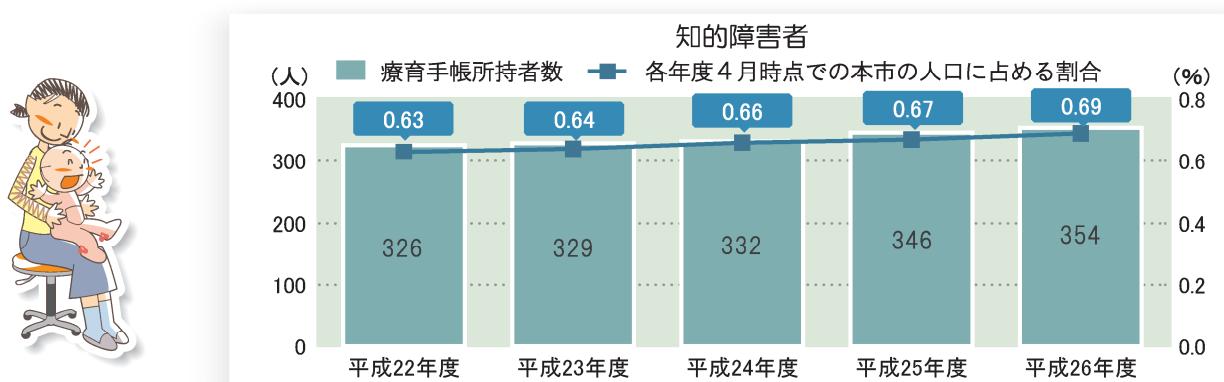
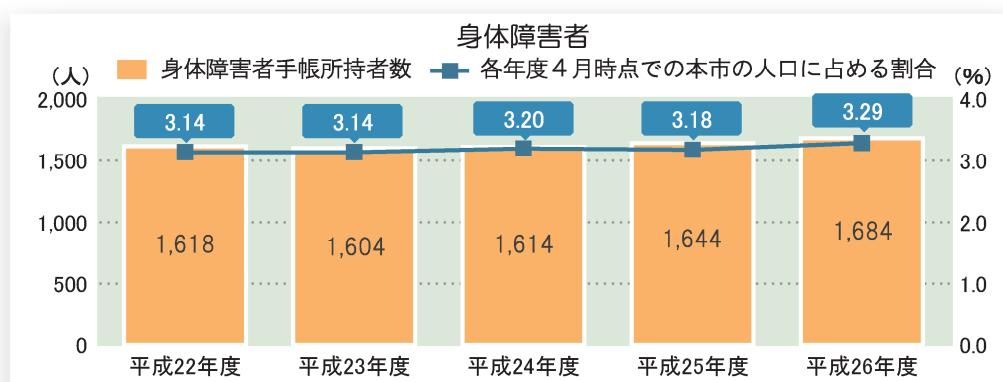
「第3期鉢田市障害者基本計画」の期間については、3年間とします。

「第4期鉢田市障害福祉計画」の期間についても、厚生労働省が示す基本指針の定めるところにより、第3期計画が平成26年度で終了することから、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

なお、策定後の制度改正、福祉・保健・医療等の社会経済情勢の変化により、必要に応じて見直しを行います。



鉢田市の障害者の推移





計画の基本的な考え方



計画の基本理念

障害者が持っている能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができる体制づくりはもとより、すべての人が地域で安心して暮らすことのできる社会を実現する努力が必要です。

このため、障害者基本法及び障害者総合支援法の趣旨を踏まえ、本市がこれからの障害者施策を推進するために、「**障害者の自立を支援し、ともに暮らせる地域社会づくりを目指す**」を基本理念とします。

障害者の自立を支援し、 ともに暮らせる地域社会づくりを目指す

計画の基本目標

基本理念を実現するために、次の7つの基本目標を設定します。

1 心のバリアをなくすために

福祉教育等を通じて、障害や障害者に対する理解を深めるための普及・啓発活動をよりいっそう推進していくとともに、障害を理由とする差別の解消や、障害者の虐待防止など、障害者の権利擁護の推進に努めます。また、ボランティア活動が促進されるよう、関係団体の支援体制の強化に努めます。

2 ともに生活できる安心な社会を実現するために

障害福祉サービスや地域生活支援事業のサービスについて、障害種別や障害程度に応じた必要な支援を必要な際に受けられるよう、計画的なサービス提供体制の整備を図り、障害者の日常生活を支えていきます。また、障害者の社会参加の促進のため、スポーツや文化活動等による障害者の地域交流の機会拡大に努めます。

3 人にやさしいまちづくりを進めるために

ユニバーサルデザインの観点から、住環境施設の整備・改善を支援・推進するとともに、日常生活における移動手段を確保し、障害者の社会活動を促進します。また、選挙等における情報提供の充実や投票所の段差解消等の配慮などを含め、障害者がそれぞれの障害特性に応じた適切な支援を受けることができるよう、必要な施策を推進します。

4 個性に応じた療育・保育・教育を進めるために

障害のある子ども達やその家族、学校に対する相談・援助体制の充実と個々の状況に応じた教育環境づくりに努めるとともに、福祉、教育等の関係機関が連携して、ニーズに応じた支援を推進します。また、特別支援教育の推進に加え、障害のある者とない者がともに学ぶことを通して、共生社会の実現を目指す統合教育（インクルージョン教育）を検討してまいります。



5 自立や社会参加を進めるために

関係機関との連携を図りながら、福祉的就労はもとより、一般雇用も含め、障害者の働く意欲を尊重し、就労のための訓練や就労の機会の確保に努めます。また、障害者優先調達推進法の趣旨を踏まえ、障害者の就労機会の拡充と、工賃収入の引き上げにつながる施策を推進します。

6 健やかに暮らすために

健康診断・健康教育・健康相談・訪問指導等の保健事業の推進を図り、障害の早期発見と早期療育の推進に加え、障害者の健康づくりに努めます。また、精神保健施策や難病等に関する知識啓発やサポート体制の充実に努めます。

7 情報のバリアをなくすために

障害福祉サービス等の周知と利用を促進するために、広報、ホームページ等を活用し、情報提供体制の充実に努めます。また、障害者が個々の特性に合わせた適切な手段で情報を入手できるよう、意思疎通支援や意思決定のための支援の充実に努めます。



施策の体系

基本理念

基本目標

基本施策

障害者の自立を支援し、
ともに暮らせる地域社会づくりを目指す

1 心のバリアをなくすために

- (1) 啓発、広報活動の推進
- (2) 差別の解消と権利擁護の推進
- (3) ボランティア活動の推進

2 ともに生活できる安心な社会を実現するために

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 障害福祉サービスの充実
- (3) 地域生活支援事業の充実
- (4) スポーツ・レクリエーション・生涯学習活動の促進

3 人にやさしいまちづくりを進めるために

- (1) 生活環境の整備
- (2) 防災、防犯体制の整備
- (3) 行政サービス等における配慮の促進

4 個性に応じた療育・保育・教育を進めるために

- (1) 療育・保育体制の充実
- (2) 教育の推進

5 自立や社会参加を進めるために

- (1) 就労への支援
- (2) 経済的自立の支援

6 健やかに暮らすために

- (1) 障害の早期発見、早期療育の推進
- (2) 障害者の健康づくりの推進
- (3) 精神保健施策の充実

7 情報のバリアをなくすために

- (1) 情報提供の充実
- (2) コミュニケーション支援体制の充実

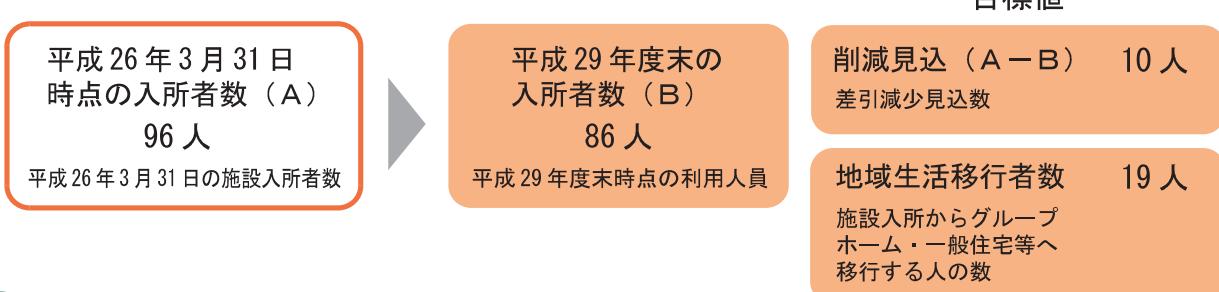


平成29年度に向けた目標の設定



1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している人がグループホーム、一般住宅等に移行し、地域生活を送ることを目指します。



2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

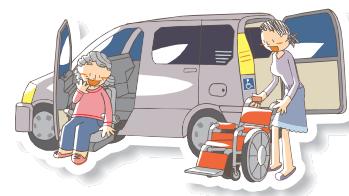
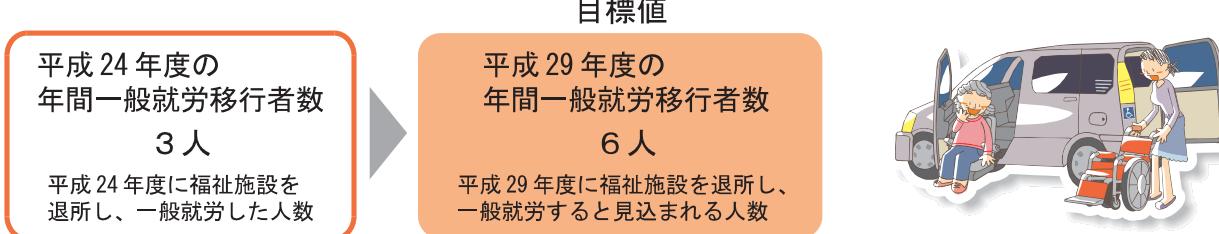
県において設定する目標のため、市として目標値の設定は行いませんが、国や県の実施する「精神障害者地域移行支援・地域定着支援事業」等とも連携しながら、退院後の地域生活に必要な訓練を入院中から行い、地域生活への移行を円滑に進めるための支援を今後も継続していきます。

3 地域生活支援拠点等の整備

サービス提供体制整備の一環として、地域生活への移行、相談、グループホーム等の体験機会の提供、緊急時の受入対応体制、人材の確保・養成、その他地域の体制づくり等の機能を集約した地域生活支援拠点等について、圏域の各市、各団体・事業所等の関係機関と協議・連携し、拠点の整備に努めます。

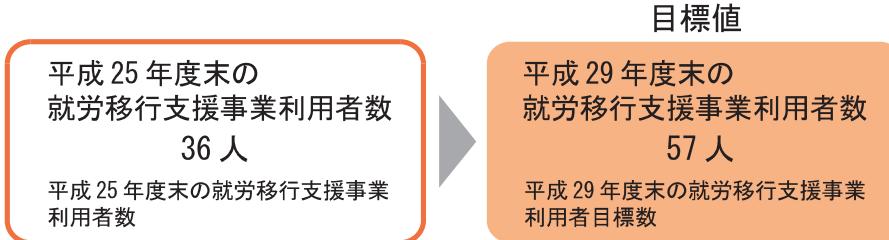
4 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設を利用している人が、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行することを目指します。



就労移行支援事業の利用者数

平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者数が、平成 25 年度末の利用者数の 6 割以上増加することを目指します。



就労移行支援事業所ごとの就労移行率

現在市内には就労移行支援事業所が 2 か所あるため、そのうち 1 か所以上は就効移行率が 3 割以上となることをを目指します。



障害福祉サービスの見込量

区分	内 容	単 位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
訪問系	居宅介護(ホームヘルプサービス)、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援を行います。	時間/月	1,250	1,300	1,350
		人/月	50	52	54
		延べ人数/月	2,898	3,024	3,171
		人/月	138	144	151
日中活動系	生活介護 常に介護が必要な人に、主に日中において、入浴、排せつ、食事等の介護や、創造的な活動、生産活動等の機会を提供します。	延べ人数/月	21	21	21
		人/月	1	1	1
	自立訓練(機能訓練) 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・回復等の支援を行います。	延べ人数/月	42	42	42
		人/月	1	1	1
	自立訓練(生活訓練) 知的障害者や精神障害者に、自立した日常生活を営むために必要な、入浴、排せつ、食事等に関する訓練、生活等に関する相談、助言その他必要な支援を行います。	延べ人数/月	680	768	855
		人/月	40	48	57
	就労移行支援 就労を希望する65歳未満の障害者を対象に、定められた期間において、生産活動、職場体験等の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上等の訓練、求職活動の支援、職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談等を行います。	延べ人数/月	23	23	23
		人/月	1	1	1
就労継続支援(A型)	就労継続支援(A型) 企業等に就労することが困難な障害者で継続して就労することが可能な人に、原則雇用契約に基づいた工賃を得ながら、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。	延べ人数/月	1,029	1,071	1,092
		人/月	49	51	53
	就労継続支援(B型) 年齢、心身の状態等の理由で、企業等に雇用されることが困難な障害者に対して、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。	延べ人数/月	124	124	124
		人/月	4	4	4
	療養介護 医療を要する障害者で常時介護を要し、主として昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行います。	延べ人数/月	120	140	160
		人/月	12	14	16
	短期入所 居宅において、その介護を行う人の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者に、入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な支援を行います。	福 祉 型	60	70	80
		医 療 型	6	7	8
居住系	共同生活援助(グループホーム) 障害のある方に、共同生活を営むべき住居において、主に夜間、相談その他の日常生活上の援助を行います。	人/月	64	67	70
	施設入所支援 施設に入所する必要がある障害者に、主に夜間、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言、その他日常生活上の支援を行います。	人/月	93	89	86
相談支援	計画相談支援		300	315	330
	地域移行支援	実利用人数	2	2	2
	地域定着支援		2	3	4
	障害児相談支援	人/月	17	19	20
障害児支援	児童発達支援	延べ人数/月	132	144	156
		人/月	11	12	13
	放課後等デイサービス	延べ人数/月	105	112	119
		人/月	15	17	17
	保育所等訪問支援	延べ人数/月	1	1	1
		人/月	1	1	1
	医療型児童発達支援	延べ人数/月	20	20	20
		人/月	1	1	1





地域生活支援事業の見込量

◎必須事業 ☆必須・新事業 ○任意事業

区分	内 容	単 位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
☆	理解促進研修・啓発事業 地域住民に対して、障害のある人への理解を深めるための研修や啓発(イベントや教室の開催、パンフレットの配布等)を行います。	実施有無	実施予定	実施予定	実施予定	
☆	自発的活動支援事業 障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動(家族会、ボランティア活動等)に対して支援を行います。	実施有無	実施予定	実施予定	実施予定	
○	相談支援事業 障害者及び家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行うものです。	か所	2	2	2	
○	成年後見制度利用支援事業 成年後見制度の利用が有効と認められる知的または精神に障害のある人に對して、成年後見制度の利用を支援し、これらの方々の権利擁護を図ります。	人/年	2	2	2	
☆	成年後見制度法人後見支援事業 成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の支援対策を検討してまいります。	実施有無	検討	検討	実施予定	
○	意思疎通支援事業 聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、必要に応じて手話通訳者の派遣等を行います。	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人/年 (利用人数)	30	35	40
		手話通訳者設置事業	人/年 (実設置人数)	検討	1	1
○	日常生活用具給付等事業 在宅の障害者の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付・貸与を行います。	介護・訓練支援用具	件/月	5	6	7
		自立生活支援用具		5	5	5
		在宅療養等支援用具		5	6	7
		情報・意思疎通支援用具		5	6	6
		排泄管理支援用具		800	828	856
		居宅生活動作補助用具		2	2	2
☆	手話奉仕員養成研修事業 聴覚障害者等との交流活動の促進等のための支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成・研修を行います。	人/年 (講習終了見込者数)	4	4	4	
○	移動支援事業 屋外での移動に困難がある身体障害、知的障害、精神障害のある人や障害のある児童を対象に、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。	人/月	5	5	5	
		延べ利用時間/月	250	250	250	
○	地域活動支援センター 障害者を対象に、創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などに関する事業を、地域の実情に応じて柔軟に実施します。	人/月	25	25	25	
		か所	3	3	3	
○	その他の事業	日中一時支援事業	人/月	30	30	30
		自動車改造費用助成事業	人/年	2	2	2



鉾田市第3期障害者基本計画・ 鉾田市第4期障害福祉計画（概要版）

発 行 平成27年3月 住 所 〒311-1592
 茨城県鉾田市鉾田1444-1
 企画・編集 鉾田市 電 話 0291-33-2111